

指定文化財に関する調書(資料)

記入年月日	平成16年2月24日
種別	古文書
名称	戸田家文書
員数	一括
所在地	宮代町本田
所有者の住所・氏名	戸田義一
管理者の住所・氏名	同上
経過及び現況	<p>戸田家文書は、総数 254 点で、大きく 4 つに分かれて発見された。これらの文書は戸田家の火災の時に持ち出すことができたものであるため、史料群としてはごく限られたものしか残存していないといえる。しかし、時代別に見ていくと、近世のものが 168 点、明治・大正期のものが 9 点、年未群(多くは近世)のものが 77 点あり、これらの中には、近世初期の検地を知るうえで貴重なものや、笠原沼代用水の開削に伴う史料なども含まれており、大変重要な文書群であると考えられる。</p> <p>これらのことから、平成 2 年より整理作業が開始され、平成 4 年 3 月 31 日付けで、宮代町史資料集第 2 集として、目録と一部筆耕を掲載した「戸田家文書」を刊行した。</p>
指定理由	<p>近世初期の検地の状況や、笠原沼代用水の開削に関する資料のみならず、鷹場関係の史料、享保改革期の頃の貢租動向を示す史料などが含まれている。近世における町域の開発状況等を知るに当たり大変貴重な史料群である。</p>
備考	

指定文化財に関する調書(資料)

記入年月日	平成16年2月24日
種 別	古文書
名 称	折原家文書
員 数	一括
所 在 地	宮代町字山崎
所有者の住所・氏名	折原静佑
管理者の住所・氏名	宮代町郷土資料館(寄託史料)
経過及び現況	<p>平成9年8月、町史編さんにおける古文書の所在確認調査において、百間村(本村)名主であった折原家に連絡をとり、11月に蔵の調査をさせていただいたことから文書群を発見することができた。同月中に所在記録を残しながら古文書の整理作業を開始した。平成11年8月までには、文書目録がほぼ完成したことから11月から主要文書の筆耕をはじめ、平成12年3月27日付け、宮代町史資料集第18集「折原家文書」として刊行した。</p>
指定理由	<p>折原家は、弘化3年頃から百間村(本村)の名主を務めたほか、明治期に入ると、戸長、副戸長や杉戸宿戸長を務めるなどしていた。そのため、残された文書群は弘化3年から明治12年にかけてのものが主体となる。また、それ以前の貴重な史料としては、寛文12年の「騎西領与百間村水論裁許状」をはじめとする、享保改革期以前の様子をうかがい知ることのできる史料である。</p> <p>これまで明らかでなかった笠原沼開発前後の状況についての貴重な史料群であるとともに、幕末から明治初期における地域の状況を知る上で貴重な文書群である。</p>
備 考	

指定文化財に関する調書(資料)

記入年月日	平成16年2月24日
種別	有形文化財 考古資料
名称	逆井遺跡第1号ブロック出土石器
員数	1式
所在地	宮代町字西原289 (宮代町郷土資料館)
所有者の住所・氏名	宮代町字西原289・宮代町教育委員会
管理者の住所・氏名	宮代町字西原289・宮代町教育委員会
経過及び現況	<ul style="list-style-type: none"> ・逆井遺跡は、宮代町南西部に位置し、南から北に張り出した小舌状台地の先端部付近に立地する遺跡である。 ・下野田・逆井地区圃場整備事業等に伴い、平成6年度から平成7年度に発掘調査が実施され、先土器時代終末期のブロック及び礫群、縄文時代の竪穴式住居跡や土坑、近世の溝跡などが検出された。 ・第1号ブロック(石器集中)は第5地点の標高8.5m前後の場所から検出され、4m×4mの範囲から珪質岩や黒曜石製の細石核10点、細石刃46点のほか、ガラス質黒色安山岩製の石核、剥片、碎片が多数出土した。 ・礫群は、第1号ブロックから3mほど離れた場所で確認され、約4mの範囲に焼礫を含む大小約100点の礫が発見されたもので、第1号ブロックと同一時期の遺構であると考えられる。 ・なお、発掘調査の成果については、宮代町文化財調査報告書第6集「逆井遺跡・山崎山遺跡」(平成10年3月)で報告されている。
指定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・逆井遺跡の第1号ブロックからは、細石核10点、細石刃46点が発見された。大宮台地における細石器の遺跡は、ほとんど発見例がなく、隣接する礫群とあわせて当該地域の先土器時代終末期の様相を研究する上で非常に貴重な事例であるといえる。 ・また、細石器とともに出土したガラス質黒色安山岩(石核、剥片など)については、栃木県の姿川、武子川周辺及び茨城県の大洗海岸を産地とすることが明らかとなっており、当時の人々の動きを考察する上で貴重な資料であるといえる。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・細石器は、先土器時代終末期に位置付けられる石器である。 ・長さ2cm～3cm、幅0.5cm程度の小形の石刃(細石刃)を木や骨の側縁に複数並べて組み合すことで鋭い槍先やナイフとして使用された道具である。

指定文化財に関する調書(資料)

記入年月日	平成16年2月24日
種 別	石造物
名 称	庚申塔
員 数	一基
所 在 地	宮代町百間六丁目
所有者の住所・氏名	宮代町百間
管理者の住所・氏名	宮代町百間
経過及び現況	<p>最も古いのは延宝四年(一六七六)の庚申塔で、同所の十五人によって造られている。また、元禄十三年に造られた庚申塔には「江戸深川大工町石屋権右エ門」「河島村施主二十二人」と記され、この庚申塔が江戸の石工によって造られたことが分かる。</p> <p>当所は、庚申塔に刻まれるように「川島」と称され、宿(字山崎)や切戸(百間一丁目)と共に百間村(百間本村)を構成し、幕府の直轄領であったが、元禄十六年に久喜藩領(久喜市)となり、その後、宝暦十三年(一七六三)に佐倉藩領(千葉県佐倉市)となり明治維新を迎えた。</p>
指定理由	
備 考	